

うるま市と沖縄ＳＶ株式会社とのまちづくり包括連携に関する協定書 ～スポーツによる地域活性化と感動産業特区まちづくりのパートナーシップ～

うるま市（以下「甲」という。）と沖縄ＳＶ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に有する資源を有効に活用し、うるま市の感動産業特区まちづくりの推進と地域活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携して取り組むものとする。

- （１）感動産業特区うるま市の魅力発信、知名度向上に関すること
- （２）地域の次世代教育、人材育成及びスポーツ振興に関すること
- （３）地域の農業振興、産業振興及び観光振興に関すること
- （４）地域交流、市民の健康づくりの推進に関すること
- （５）その他本協定の目的に沿うこと

２ 具体的な取り組み内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条 甲又は乙はいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１カ月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第５条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。